

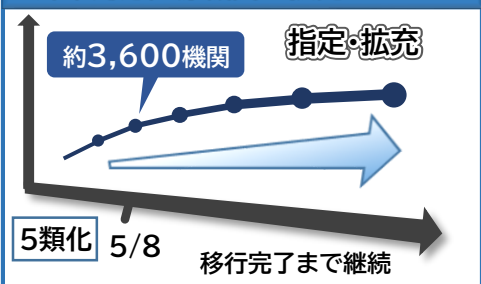
『外来対応医療機関』の指定にご協力ください

2023年6月7日作成

1 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の外来診療体制

- 5月8日以降、幅広い医療機関で対応できる体制に移行していきます。
- 症状のある府民がこれまで同様医療へアクセスできるよう、移行完了までのしばらくの間、『外来対応医療機関』として府が指定し、ホームページで検索できるようにします。
- COVID-19の流行以前にインフルエンザ等の発熱患者を診療されていた医療機関におかれては、特に外来対応医療機関の指定をご検討ください。

外来対応医療機関の拡充イメージ



5月8日以降の応招義務の考え方について

緊急対応の有無など、個別ケースの総合的な判断を前提として、

- 発熱等の症状がある
- COVID-19に罹患している又はその疑いがある

ということのみを理由に、当該患者の診療を拒否することは、医師法における診療を拒否する「正当な事由」に該当しません。

※ 診療が困難な場合には、発熱患者等が相談又は受診された際に、少なくとも診療可能な外来対応医療機関への案内をお願いします。

2 外来対応医療機関の指定

指定対象

発熱等の症状がある患者、COVID-19患者又はその疑い患者に対し、外来診療が可能な保険医療機関(医科)

指定区分	受入患者の範囲
A型	発熱患者等の診療(受入患者を限らない。)
準A型	医療機関が所在する市町村の住民に限りかかりつけ患者以外も診療(大阪市は当該区及び隣接する区の住民)
B型	かかりつけ患者に限り診療

(参考)
COVID-19にかかる
外来診療の概要
(掲載サイト)



©2014 大阪府もずやん

注意 COVID-19にかかる外来診療の概要 ④ の外来①の診療報酬300点の算定には、「A型」の指定が必要

公表情報

府民向け検索サイトにて、以下の内容を公表しています。

公表項目

- ▶ 医療機関名、住所、電話番号等の基本情報
- ▶ 小児診療の可否
- ▶ かかりつけ患者以外の受入の可否
- ▶ 経口抗ウイルス薬の処方可否
- ▶ 診療曜日・時間(外来対応医療機関として)
- ▶ 往診の可否
- ▶ COVID-19の検査の可否
- ▶ 電話・オンライン診療の可否 等

府民向け検索サイト



電子媒体でご覧の場合
QRコードをクリックで
サイトへリンク

申請方法

『大阪府行政オンラインシステム』で申請できます。

ログイン方法等は、総合サイト「外来対応医療機関の指定等について」をご確認ください。

外来対応医療機関に関する総合サイト

○外来対応医療機関の指定等について【医療機関向け】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/gairaitaiouiryokikan.html>



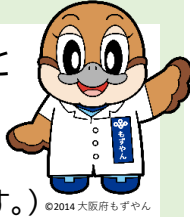
ほかほかの
最新情報を
提供しています

3 外来対応医療機関確保事業費補助金について

新たに外来対応医療機関の指定を受ける医療機関に対し、初度設備整備の支援を行います

申請要件

- **令和5年4月1日以降に新たに外来対応医療機関の指定※**を受けること
(令和5年3月31日時点で、診療・検査医療機関の指定を受けたことがないこと)
- **今後、継続して発熱患者等の受入れを行うこと**
(指定解除を受けた場合や発熱患者等の診療実績がない場合、補助金の返還が必要となります。)



※4月1日から5月7日までは診療・検査医療機関としての指定。なお、8月4日(金)までに指定申請を行い、8月第2週までに指定を受けることが必要。

対象経費

次に該当する経費のうち、知事が必要と認めた額(補助率10/10)

1施設あたり
上限50万円

- ▶ 発熱患者等への対応を行うため、特に必要となる初度設備整備に係る費用
- ▶ 令和5年4月1日から7月31日までに生じた経費

区分	対象経費	具体的な内容
ア	患者案内のための看板設置料	・外来対応医療機関であることや動線等を対外的に案内
イ	ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費	・外来対応医療機関であることや予約方法等を自院のHPIに掲載
ウ	換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費	・給気や排気等に係る機械や窓等を設置するための修繕費 (空気浄化設備に係るものや資産価値の増加・耐用年数の延長につながる工事費を除く)
エ	医療機器(パルスオキシメーター等)の購入費	・発熱患者等の診療のため特に必要となる医療機器を導入 (発熱患者等の受入に関わらず必要となるものを除く)
オ	非接触サーモグラフィカメラ(検温又は消毒機能付き等)の購入費	・非接触で体温を検知する装置を設置

※初度設備整備支援であるため、1回の診療等により消耗し機能を失うものは対象外

手続き方法

『大阪府行政オンラインシステム』により申請・実績報告をお願いします。

詳細は府ホームページをご確認ください。

【URL】<https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/gairaikakuho.html>



4 G-MISについて

G-MIS(厚生労働省の全国統一システム)へ、診療状況の報告をお願いします。

- G-MISの調査内容には、日次調査と週次調査があります。(休診日は翌診療日以降に報告)

(例)診療所の場合

日次調査	週次調査
<ul style="list-style-type: none">▶ 開設時間内の発熱患者等の数▶ COVID-19検査実施(検体採取)総人数▶ 保健所等の介入なしに自院で入院調整を行った件数	<ul style="list-style-type: none">▶ 外来診療のひっ迫状況▶ 電話対応のひっ迫状況▶ 受付・受診待ちの行列等発生状況▶ マスク等の医療資材の在庫状況 など

- G-MISのログインIDは、**外来対応医療機関の指定時に府から厚生労働省へ申請します。**
※詳細は、府ホームページ「外来対応医療機関の指定等について」をご確認ください。